

一般財団法人静岡県青少年会館定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人静岡県青少年会館と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、静岡県青少年会館の運営を通して、青少年の心によりどころを与え、県下青少年団体の連絡調整及び青少年教育の場とし、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 静岡県青少年会館の管理運営及び青少年の活動の場の提供に関すること。
- (2) 青少年団体及び青少年の健全育成に関すること。
- (3) 青少年教育の研修会の開催に関すること。
- (4) 青少年教育の調査研究、資料の収集、刊行物の発行等に関すること。
- (5) その他前条の目的達成に必要な事業

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第7条 当法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とし、基本財産は、当法人の事業を行うために不可欠な財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経た後、評議員会の承認を得なければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置

き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた後、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により承認を受けた書類のほか、監査報告を、主たる事務所に5年間備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、同様の閲覧に供するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 当法人が資金の借入れ(その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)をしようとするときは、理事会の決議を経て、かつ、評議員会の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 重要な財産の処分又は譲受けを行おうとする場合も、前項と同じ手続を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第11条 第7条第3項及び収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第12条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第13条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第14条 当法人に、評議員5名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(評議員の報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。ただし、理事会の決議を経て定める規程に基づき、

その職務を執行するために必要な費用を支給することができる。

第2節 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 計算書類等の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の帰属先
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第20条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集権者)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定める事項
- 3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合に

は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名、並びに代表理事(議事録作成者)がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。
- 3 議事録作成者の印は、登録印とする。

(評議員会規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人・一般財団法人法」という。)上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び

財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、法令及び理事会の決議を経て定める規程に基づき、その職務を執行するために必要な費用を支給することができる。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第35条 当法人は、理事、監事又は評議員の一般社団・一般財団法人法第198条において準用する同第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第36条 当法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、名誉会長及び顧問にはその職務を行

うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第35条の責任の一部免除

(開催)

第39条 通常理事会は、毎年定期に、年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・一般財団法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事の氏名、議長の氏名その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条において準用する同規則第15条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、議長及び議事録署名人2名、並びに出席した監事が、署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第46条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

2 当法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第48条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般社団・一般財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第52条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けて置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員、理事及び監事の名簿
 - (3) 認可等及び登記に関する書類
 - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 諸規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告及び計算書類等
 - (9) 監査報告
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、当法人が定めるところによるほか法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益一般財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益一般財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 当法人の最初の理事長は大石節雄とする。

附 則

この定款は、特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行った、平成26年4月1日から施行する。